

今年4月1日以降

継続雇用制度や定年延長を
定めた場合
助成金のラストチャンスです！



助成金申請に必要な面倒な書類作成や
届出手続は、みなとみらい人事コンサルティングに
お任せください！

☆平成24年4月以降、継続雇用制度を就業規則で定めた場合

☆平成24年4月以降、定年を延長した場合

☆これから、継続雇用制度の導入を行おうと思っていられる場合
上記の場合で、さらに **1年以上働いている60歳以上の従業員がいる場合**

助成金(20万～120万)に該当する場合があります。

この助成金申請のラストチャンスです！ ぜひ、お問い合わせください

【中小企業定年引上げ等奨励金】平成25年4月からの
法改正に先立ち、制度導入促進を図るための助成金です！

みなとみらい人事コンサルティング 横浜市西区みなとみらい5-3-2
PRCみなとみらいオーシャンタワー2310

お問い合わせ **Tel : 045-664-3330** <http://mmjinji.com/>

下記のいずれかにチェックし、必要事項をご記入の上、今すぐ、お申し込みください！

FAX : 045-330-4575

このままFAXでお申し込みください
24時間受付中！

- 手続きをたのみたい 費用面の相談がしたい 一度、来てほしい
 助成金診断をしてほしい

| | | | |
|-------|--|-----|--|
| 会社名 | | TEL | |
| 担当者様名 | | | |
| 住所 | | | |